

## 第87号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を  
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第4条の見出し中「半島振興対策実施地域」を「半島振興法に規定する認定産業振興促進計画の区域」に改め、同条中「半島振興法第2条第4項の規定により半島振興対策実施地域として公示された区域（以下「半島振興対策実施地域」という。）」を「半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下この条において「認定産業振興促進計画」という。）の区域」に、「又は旅館業」を「、旅館業その他の半島振興法第17条各号に掲げる事業」に、「半島振興法省令第1条第1号」を「半島振興法省令第1条第1号イ又はロに掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該イ又はロ」に改め、同条第2号中「半島振興対策実施地域の指定の日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。）」を「認定産業振興促進計画の計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日」に改め、同条第3号中「半島振興対策実施地域の指定の日」を「計画期間の初日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第4条の規定は、同条に規定する認定産業振興促進計画の区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当

該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成27年4月1日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第4条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。